

# 静岡県精神保健福祉協会細則

第1条 この細則は、静岡県精神保健福祉協会会則第23条に基づき、会務を執行するために必要な事項を定める。

第2条 静岡県精神保健福祉協会（以下「協会」という。）の事務所には、次の書類、帳簿を備えつけ、常に整理しておかねばならない。

役員名簿、会員名簿、会計簿、会議録、行事实施記録、備品台帳

第3条 協会に入会を希望するものは、入会申込書に当該年度の会費をそえて、会長に提出しなければならない。

2. 会長は、前項の申込みを承認したときは、直ちに会員名簿へ登録しなければならない。

第4条 会員は、当会発行の機関紙、その他印刷物の無料配付を受けることができる。

第5条 会員の種類は、次により区分する。

(1) 協会の目的と趣旨に賛同し、入会を申し出たものは普通会员とする。

(2) 学識経験者であって、会長がとくに認めたものは特別会員とする。

第6条 会費は次のとおりとする。

(1) 普通会员の場合

ア. 個人は1ヵ年 1,000円とする。

イ. 病院・診療所・会社・工場・事業所・その他団体等の会費は、次のとおりとする。

① 精神科病院 許可病床数に応じ 1床当り 1ヵ年 300円とする。

② 一般病院 " 10,000円

③ 診療所 " 15,000円

④ 会社・工場・事業所等

従業員 300人未満 1ヵ年 5口以上

300人以上 500人未満 " 10口以上

500人以上 " 20口以上

但し、1口は1,000円単位とする。

⑤ 市町村

当該市町村の人口2万人未満の場合 1ヵ年 16,000円

2万人以上 5万人未満の場合 " 22,000円

5万人以上 10万人未満の場合 " 30,000円

10万人以上 15万人未満の場合 " 40,000円

15万人以上 20万人未満の場合 " 45,000円

20万人以上 25万人未満の場合 " 50,000円

25万人以上 30万人未満の場合 " 55,000円

30万人以上 35万人未満の場合 " 60,000円

35万人以上 40万人未満の場合 " 65,000円

40万人以上 45万人未満の場合 " 70,000円

45万人以上 50万人未満の場合 " 75,000円

50万人以上 55万人未満の場合 " 80,000円

55万人以上 60万人未満の場合 " 90,000円

60万人以上 65万人未満の場合 " 100,000円

65万人以上 70万人未満の場合 " 110,000円

70万人以上 80万人未満の場合 " 120,000円

80万人以上 90万人未満の場合 " 130,000円

90万人以上 100万人未満の場合 " 140,000円

100万人以上の場合 " 150,000円

- |          |   |            |
|----------|---|------------|
| ⑥ 施設、作業所 | 〃 | 5,000 円以上  |
| ⑦ その他の団体 | 〃 | 20,000 円以上 |

(2) 特別会員の場合

学識経験者であって、会長が特に認めたものは、会費の納入を必要としない。

2. 会費は、毎年6月30日までに協会へ納入しなければならない。

但し、第3条に基づき新たに会費を納入したものは、当該年度についてはこの限りでない。

第7条 役員のうち、公職にあるの故をもって選出されたものは、その公職を去ったときは速やかにその後任者と交替するものとする。

附 則

この細則は、昭和53年4月1日から施行する。

昭和60年4月	1日	一部改正
平成2年4月	1日	一部改正
平成3年5月	10日	一部改正
平成8年4月	1日	一部改正
平成8年4月	1日	一部改正
平成15年4月	1日	一部改正
平成22年4月	1日	一部改正
平成22年7月	7日	一部改正
平成25年9月	18日	一部改正